

## 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案の概要

### 1 趣旨

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情等に鑑み、地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙等に対する国民の関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑な執行等を図るため、選挙の期日を統一するもの。

### 2 統一地方選挙の執行日

- (1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長  
・平成31年4月7日（第1日曜日）
- (2) 指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員及び長  
・平成31年4月21日（第3日曜日）

※ 統一地方選挙の期日は、4月第2日曜日及び第4日曜日とすることが通例であるが、平成31年においては、4月第4日曜日が4月28日であり、ゴールデンウィークにかかることから、4月第1日曜日及び第3日曜日とする。

※ 4月第4日曜日に行うこととされている衆議院議員又は参議院議員の補欠選挙等についても、平成31年については、上記(2)とあわせ、同月第3日曜日に行うこととする。

### 3 統一する選挙の範囲

- (1) 原則として、平成31年3月1日から5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙。
- (2) 平成31年6月1日から6月10日までの間に任期が満了する場合は、統一地方選挙として行うことが可能。

### 4 立候補の禁止

4月7日執行の都道府県等選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む選挙区で行われる4月21日執行の市区町村選挙又は衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないこととする。

### 5 その他

統一地方選挙として行われる選挙についての寄附等の禁止期間を統一する特例を設ける。